

議案第五十七号

訴えの提起について

右の議案を提出する。

平成二十二年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

訴えの提起について

左記のとおり訴えを提起する。

記

- 一 件 名 エレベーター事故に係る損害賠償の請求に関する民事訴訟
- 二 訴訟当事者 原告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

被告 東京都江東区越中島一丁目二番二十一号

シンドラーエレベーター株式会社

被告 スイス連邦 ヘルギスヴィル ゼーシュトラーセ五十五

シンドラーホールディング株式会社

被 告 東京都多摩市鶴牧二丁目二十三番地七

株式会社日本電力サービス

被 告 東京都台東区台東三丁目十八番三号

エス・イー・シーエレベーター株式会社

三 事件及び訴えの要旨

(一) 事故の発生

平成十八年六月三日午後七時二十分ころ、港区（以下「区」という。）が港区特定公共賃貸住宅条例（平成五年港区条例第二十六号）に基づき、設置し、管理する東京都港区芝一丁目八番二十三号に位置する港区特定公共賃貸住宅シテイハイツ竹芝（以下「シテイハイツ竹芝」という。）の十二階において、シテイハイツ竹芝の居住者である市川大輔氏が、シテイハイツ竹芝の居住者の利用に供するために設置されていた二基のエレベーターのうちの一基のエレベーター（以下「本件エレベーター」という。）のかごから降りようとしたところ、本件エレベーターの戸が開いたままの状態でかごが上昇し、乗降口の上枠とかごの床部分の間に挟まれ、亡くなるという事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

(二) 本件事故の発生原因

本件エレベーターの電磁ブレーキのブレーキコイルに不具合が生じたことにより、当該ブレーキコイルの出力が低下し、ブレーキアームを十分に押し広げることができなくなっ

た。これにより、本件エレベーターのブレーキが半がかりの状態のまま、かごが昇降を繰り返したことで、ブレーキライニングの磨耗が進行した。この磨耗の進行により、電磁ブレーキ内のプランジャーがストロークリミッターに当たり、ブレーキアームがブレーキを保持する側に可動することができなくなった。このため、電磁ブレーキがかごを保持することができなくなり、かごが上昇した結果、本件事故は発生した。

(三) 各被告の責任

ア シンドラーエレベータ株式会社及びシンドラーホールディング株式会社の責任

シンドラーエレベータ株式会社（以下「シンドラー社」という。）及びシンドラーホールディング株式会社（以下「シンドラーホールディング社」という。）は、本件エレベーターを設計し、及び製造した者である。

また、シンドラー社は、区との間で工事請負契約を締結し、当該契約に基づき、本件エレベーターを含め、シテイハイツ竹芝に二基、港区立障害保健福祉センターに三基のエレベーターを設置した者である。

本件エレベーターには、設計上、製造上等の欠陥があり、エレベーターとして通常有すべき安全性を欠いていたことにより、本件事故は発生した。

よって、シンドラー社及びシンドラーホールディング社は、本件エレベーターを設計し、及び製造した者として、製造物責任及び不法行為責任に基づく損害賠償義務を負う。

また、シンドラー社は、平成十年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間、区がシテイハイツ竹芝の住宅関係業務を委託した財団法人港区住宅公社（以下「住宅公社」という。）から、シテイハイツ竹芝に設置された本件エレベーターを含むエレベーター二基（以下「シテイハイツ竹芝エレベーター」という。）の保守管理業務を受託し、当該業務を行った者である。

シンドラー社は、シテイハイツ竹芝エレベーターの保守管理業者として、本件エレベーターの保守管理を適切に行う義務を負っていたにもかかわらず、適切な保守管理を怠り、本件エレベーターの不具合を放置した。さらに、シテイハイツ竹芝エレベーターの後任の保守管理業者である株式会社日本電力サービス（以下「日本電力サービス社」という。）に対して、本件エレベーターに係る情報提供を行わなかった。

よって、シンドラー社は、本件事故を引き起こしたことについて、不法行為責任に基づき損害賠償義務を負う。

イ 日本電力サービス社の責任

日本電力サービス社は、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間、住宅公社から、シテイハイツ竹芝エレベーターの保守管理業務を受託し、当該業務を行った者である。

日本電力サービス社は、シテイハイツ竹芝エレベーターの保守管理業者として、本件

エレベーターの保守管理を適切に行う義務を負っていたにもかかわらず、適切な技術情報に基づいた保守管理を行うことを怠り、本件エレベーターの不具合を放置した。

よって、日本電力サービス社は、本件事故を引き起こしたことについて、不法行為責任に基づく損害賠償義務を負う。

ウ エス・イー・シーエレベーター株式会社の責任

エス・イー・シーエレベーター株式会社（以下「エス・イー・シー社」という。）は、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間、区がシティハイツ竹芝の指定管理者として指定した住宅公社から、シティハイツ竹芝エレベーターの保守管理業務を受託し、本件事故が発生した日を含み、合意により契約を解除した平成十八年六月三十日までの間、当該業務を行った者である。

エス・イー・シー社は、シティハイツ竹芝エレベーターの保守管理業者として、本件エレベーターの保守管理を適切に行う義務を負っていたにもかかわらず、適切な技術情報に基づいた保守管理を行うことを怠り、本件エレベーターの不具合を放置した。

よって、エス・イー・シー社は、本件事故を引き起こしたことについて、不法行為責任に基づく損害賠償義務を負う。

(四) 訴訟の提起

本件事故により、区が被った損害の額は、本件エレベーターの交換工事に要した費用を

始めとして十三億八千四百十九万二千五百七十五円に達している。

よって、区は、次に掲げる損害金等の支払及び仮執行の宣言を求める訴えを提起する。

ア シンドラー社を被告として、製造物責任及び不法行為責任に基づき、シンドラーホールディング社と連帯して十三億八千四百十九万二千五百七十五円（ただし、日本電力サービス社及びエス・イー・シー社と連帯して十一億千七百四十四万四千三百九円を限度とする額）を支払うこと。

イ シンドラーホールディング社を被告として、製造物責任及び不法行為責任に基づき、シンドラー社と連帯して十三億八千四百十九万二千五百七十五円（ただし、日本電力サービス社及びエス・イー・シー社と連帯して十一億千七百四十四万四千三百九円を限度とする額）を支払うこと。

ウ 日本電力サービス社を被告として、不法行為責任に基づき、シンドラー社、シンドラーホールディング社及びエス・イー・シー社と連帯して十一億千七百四十四万四千三百九円を支払うこと。

エ エス・イー・シー社を被告として、不法行為責任に基づき、シンドラー社、シンドラーホールディング社及び日本電力サービス社と連帯して十一億千七百四十四万四千三百九円を支払うこと。

四 訴訟遂行の方針

本件訴訟において、訴訟の目的を達成するために特に必要がある場合は、訴えの変更ができるものとする。

また、本件訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

（説明）

訴えを提起する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。